

意見募集案件	北広島市東の里遊水地利活用計画(案)
担当課	建設部 庶務課 電話 011-372-3311 内線 4212

意見募集期間	平成 30 年 2 月 1 日(木)から平成 30 年 3 月 2 日(金)まで
原案の公表場所(閲覧・配布)	◇市役所(庶務課) 及び 各出張所 ◇北広島団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 2 月 1 日号
意見の提出方法・提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか</p> <p>※近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取り扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。<u>電子メールで提出される場合は、メール本文に直接記載いただくか、下記提出先までお問い合わせください。</u></p> <p>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象事業の計画番号を記入のこと(住所・氏名・電話番号の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>建設部 庶務課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-0840 電子メールアドレス: syomu@city.kitahiroshima.lg.jp</p> <p>※添付ファイルは削除されますので、意見は本文に直接入力してください。</p>
検討結果の公表予定時期	平成 30 年 3 月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>東の里遊水地の有効活用を図るため、施設整備を行う上での指針として、案を作成しました。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>遊水地の治水機能に支障がなく、交流の拡大が図られる施設整備を考えています。</p> <p>(3) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>利活用計画に基づき施設整備を進めます。</p>
対象となる政策等の原案	北広島市東の里地区遊水地利活用計画
その他	<p>・パブリックコメント後のスケジュール</p> <p>寄せられた意見を参考に計画を決定し公表する予定です。</p>